

京都さつきNEWS

Vol.11

京都さつき法律事務所報 第11号 2008(平成20)年1月26日発行

発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入 河ニビル4階

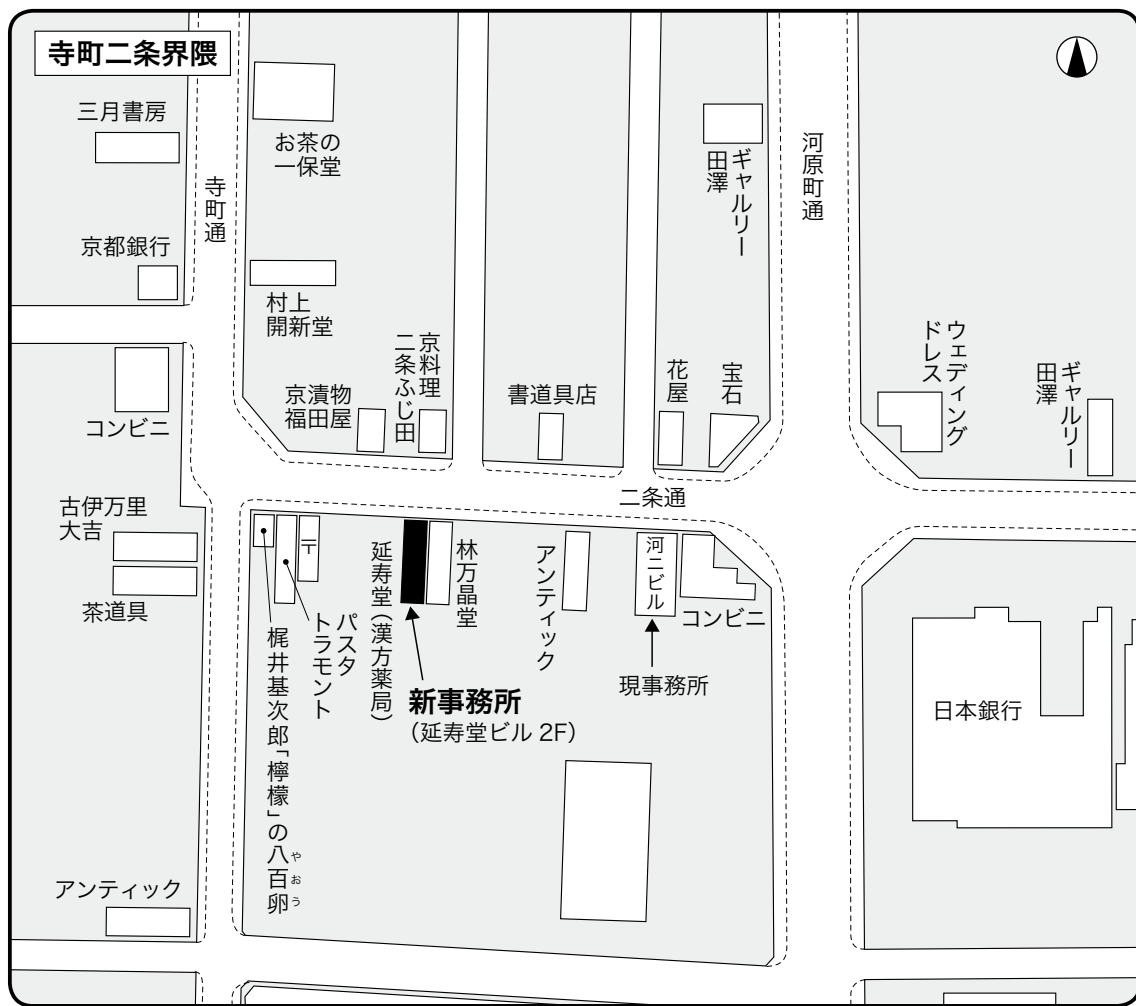
TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp HP: http://kyotosatsuki.xtr.jp/

編集責任者 山下信子

2008年新年号

2008年がみなさまにとって良い年になりますように。今年もよろしくお祈りします。

2008年正月 京都さつき法律事務所一同



近況報告

弁護士 山下信子

【(続) 加藤周一講演会】

前号で加藤周一講演会のことを書いたところ、さつきニュースの読者の皆さまから続々と、「私も古くからのファンです」、「私もいろいろ読んできました」とご連絡をいただきました。

ご自分が読んできた加藤周一本のリストを送ってくださった顧問会社の1級建築士Kさん、ちょうど「日本文化の時間と空間」を読んでいたところなのでと手紙をくださった裁判官、ご自分の論稿をコピーして送ってくださった評論家、学生時代御所の芝生に寝ころんでよく読みましたというファクスを送ってくださった方、さつきニュースを見て私も読み出したのですよ、と調停の待ち時間に「羊の歌」を見せてくださった依頼者、などなど加藤周一話題で盛り上

がります。

改めて加藤周一ファンの多さと強い連帯感に感じ入ったのでした。

「なんで講演会の写真がないの?」とのお問い合わせも多数。

内村弁護士に「一生の記念だから、私に加藤周一と並んでいるところをしっかりと撮っておいてや」と頼んでおいたのに、ウッチーが写したのは、遠くからのものばかり。がっかりしていたところ、裁判所の職員の方が、当日参加していて撮ったからと、

わざわざ事務所まで届けてくださいました。

我ながらいい顔して写っています。これを見た夫いわく「ほらな、生きてたらいいことがあるやんか。」(つまり普段は辛い生活だという意味ですね?)。同じく顧問会社の法務担当社員Kさんいわく「最後の写真にとっておくといいですね。」(つまりお葬式用という意味ですね?)。

本当は横に加藤周一さんがおられるのですが、承諾をいただくために執筆の邪魔をするのはばかれるので私だけです。

【健康保険事業に関する懇談会】

いままで国(最近年金問題で話題の社会保険庁)が運営してきた政府管掌健康保険事業(せ



さつき事務所は1/28移転します

独立以来約6年間お世話になったビルを出て、引っ越すことにしました。とても居心地のよいビルでしたが、手狭になりました。新しい事務所は、今の事務所と同じ並びを少し西に行った漢方薬局の2階です。今より2倍近い広さになるので、みなさまに寄っていただきやすくなりました。

事務所のまわりは、梶井基次郎の「檸檬」の舞台となったくだものやさんを初め老舗もたくさんあり、とても風情のある界隈です。一生この河原町・寺町二条界隈で、うろろうしているのだろうなと思います。

周辺地図を詳しく書いてみましたので、ご覧ください(1面)。

新しい事務所での執務は、1月28日月曜日から開始します。

新住所は、〒604-0931京都市中京区河原町二条西入る榎木町95番1延寿堂ビル2階です。電話番号、ファクス番号は変わりません。

いかんけんぽ) が国から切り離され、平成20年10月からは、公法人が運営することになりました。その準備のため、京都府にも懇談会が設置されることになり、その委員を委嘱されました。来年10月からは評議会に

移行し、ここでの意見を反映して、各県ごとの保険料率の設定(みなさんが支払う健康保険の保険料の決定)や地域ごとの運営方針を決めることとなります。山下は学識経験者3名のうちの1名として出ています。

これに加えて、京都市国民健康保険運営委員会の委員も委嘱され、健保づいているこの頃です。府民市民の生活に直結する大事な会議ですので、がんばろうと思います。



近況報告

弁護士 内村和朝

新年明けましておめでとうございます。本年もよろしく願い致します。

弁護士となって、2年が経過しましたが、近時、法律改正が相次ぎ、弁護士としての賞味期限を絶やさぬよう、日々勉強しなければいけないと痛感しています。

私は、消費者被害弁護士に加入していますので、割賦販売法と特商法の改正には注目しています。紙面の関係もありますので、今回は割賦販売法の改正を取り上げたいと思います。

割賦販売法・特商法の改正

近時、高齢者を狙った呉服の次々販売商法等の悪質商法にクレジット契約が多く利用されており、被害発生の温床となっています。また、購入者の支払能力を無視したクレジット契約が行われていることも、消費者金融などによる過剰融資とともに、深刻な社会問題である多重債務者を生み出す大きな原因の一つです。

被害は、個品割賦販売(クレ

ジットカードを使わず、契約書を利用してクレジット契約を締結する形式の取引を言います。)に多く、個品割賦販売においては契約書の作成等を販売店(加盟店)が行い、クレジット会社は、勧誘・契約・履行の場面に直接関与しません。ですので、販売業者は、顧客にクレジットを使わせさえすれば、クレジット会社から代金相当額の立替払を受けることができます。このため、販売業者は、クレジットを使って強引な売り方をしたり、詐欺的な販売をしたり、顧客の支払能力を超える販売(次々商法)をしたりするのです。

以上の問題認識を受けて、現在、経済産業省内で具体的な検討が進められており、平成20年の通常国会に割賦販売法の改正法案が提出される予定となっています。改正にあたっては、以下の点が改正法に盛り込まれるかが問題です。

- ①クレジット会社の販売業者(加盟店)に対する管理義務を、法律上に定めること
- ②クレジット会社に対する抗弁

対抗の効果をも、未払い金の支払停止のみならず、既払い金の返還請求権にまで拡大すること

- ③購入者の支払能力を超えるクレジット契約(過剰与信)を、具体的な基準を設けて禁止すること
- ④1回払いや2回払いのクレジット契約も、割賦販売法の適用対象に加えること
- ⑤クレジット契約について割賦販売法を適用する取引を限定している政令指定商品制を廃止すること

特に、②について、販売契約に問題があり無効となった場合、現行法では、クレジット会社が顧客から受け取った金額(既払い金)を返還すべきことを定めていません。そのため、クレジット会社は、違法な販売行為を察知しても直ちにその販売業者との取引を打ち切ろうとしませんし、そもそも十分な調査をすることよりも多くの契約を獲得することを優先しがちです。販売契約が無効となったときはクレジット会社にも既払い金の返還義務を負わせるなど、悪質販売をきちんとチェックさせる動機付けとなる制度が不可欠と思われます。今後の法改正に注目しています。

朝日新聞に内村登場

2007年9月11日の朝日新聞【法廷メモランダム】に、内村弁護士の「ヤミ金への対処厳然と」が掲載されました。これは、裁判官や検察官、弁護士が普段思ったことを綴るリレーエッセイですが、弁護士会からは内村弁護士が選ばれ、前号のさつきニュースで取り上げたヤミ金問題について書いたものです。

事務局のまど

「その名にちなんで」

**さつき
シネマ菅**
菅佐知子
事務員



昨年は何かと慌ただしく映画館に足を運びませんでした。今年はもう少し映画館に行くぞ!と、早速三が日に観た、「その名にちなんで」という、インドから渡米した家族の30年間の物語をご紹介します。

インドの学生ガングリーは列車事故に遭い九死に一生を得ます。彼の命を救ったのは、ニコライ・ゴゴリ著の「外套」という一冊の本。事故の直前に車内で知り合った老人の海外に出て経験を積めというアドバイスに導かれ、彼はアメリカへ。そして親の進めた見合いで結婚、ニューヨークでの生活を始める。やがて妻は妊娠、生まれてきた男の子に「ゴゴリ」と名付けた…。

名前に縛られ、名前とともに付随するすべてのものをあらためようとしながら、なかば振り回されるようにして生きたひとりの人間の、まさに「その名にちなんで」だ生がありました。

自分の名前にまつわる物語、知っていますか?

その人の名前それぞれのストーリーがあるはずで、まずは事務局のみんなに聞いてみようと思います。

私はといえば、どうやら男の子の名前が用意されていたようで…その名前のままであればどういう人生になっていたかしら。今年も「シネマ菅」をどうぞよろしく。



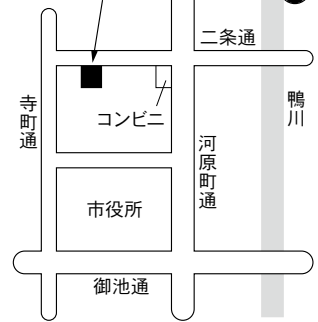
ホームページができました

京都さつき法律事務所のホームページがようやくできました(右)。さつきニュースのバックナンバーが見られます。

URLは右下の通りです。小国さん、ありがとうございました。

事務所へのアクセス

京都さつき法律事務所
(延寿堂ビル2階)



河原町通二条の交差点を西へ入り、少し行った南側、漢方薬局「延寿堂ビル」の2階です(1月28日より)。

交通機関は、地下鉄東西線又は市バス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から徒歩でも10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、付近の駐車場をご利用ください。

〒604-0931
京都市中京区河原町二条西入る
榎木町95番1 延寿堂ビル2階
京都さつき法律事務所
電話 075-257-3361
FAX 075-257-3371

編集後記

さつきニュースがまだ届かないとご心配をいただきました。新事務所に移転するお知らせと一緒に新年のごあいさつを、と思っていたら、随分遅くなってしまいました。今年もさつきニュースをどうぞよろしく。



<http://kyotosatsuki.xtr.jp/>